

豊川市立小坂井西小学校 いじめ防止基本方針

豊川市立小坂井西小学校

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、児童の心身を著しく傷つけ、健全な成長や人格の形成に重大な影響を与える。さらには、身体や生命に重大な危険を及ぼす恐れもあり、これは、犯罪行為にあたる。

学校は、児童一人一人が安心して楽しく学ぶことのできる場でなくてはならない。教師、児童全員が人権尊重の精神に基づき、いじめは決して許すことのできないものであることを強く認識し、いじめを許さない学校、学級づくりを推進していく。

そのために、教師は児童理解を深め、学校の教育活動全体を通して、児童が仲間との心の結びつきを深め、ともに認め合ってよりよい人間関係を築くことのできる教育活動に取り組む。

また、日頃から児童が発する兆候を見逃さないようにするとともに、学校全体が組織として対応し、スクールカウンセラーの活用や関係機関との連携を図るなど、いじめの未然防止と早期解消に努める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置していじめを未然に防ぐとともに、問題の早期解消に向けて学校全体で取り組む。常には、メンバーを校長・教頭・教務・校務・学年主任・担任・（コーディネーター）とする。

また、こまめにケース相談をすることでいじめの早期発見・早期解決を図ることができる。

「ケース相談」は、生徒指導・担任・主任（他必要に応じて）のメンバーで常に相談できるようにする。重大な事案のいじめ・不登校対策委員会は、校長・教頭・教務・校務・学年主任・保健主事・養護教諭・コーディネーター、関係担任で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラーなど、心理の専門家を加える。

（1）「いじめ・不登校対策委員会」の役割

①日常の観察の推進

- ・全職員が、学級集団や学校生活にうまく馴染めない児童や児童同士の人間関係に「気づく力」を養うようにする。

②家庭、地域との連携

- ・学校便りや新入児説明会を通していじめ防止への取り組みや学校の状況を発信し、いじめに関する家庭や地域の意識を高めるとともに、見守りや情報の共有についての協力を依頼する。
- ・民生委員、児童委員などとの連絡を密にし、常に児童の様子を把握するようにする。
- ・本人や保護者からの相談に対して児童相談所、また犯罪行為に対して警察署など、必要に応じて関係機関との連携を図る。
- ・保護者に年間2回の教育活動に関するアンケートを実施し、保護者からの意見を聞きながら、日頃の教育活動を見直し、改善していくことができるようにする。

③全職員による情報の共有化

- ・年度始めに「いじめ防止基本方針」の周知を図り、全教職員が共通理解のもとに取り組むことができるようにする。
- ・学校生活アンケートを学年主任と生徒指導の二重チェックとする。また、いじめ「あり」と書いてある子については、指導したことを「生徒指導」に記録する。教師との教育相談、スクールカウンセラーとの面談結果を集約、分析し、対策を検討する。
- ・毎週木曜日に情報交換を行い、情報の共有化を図る。

④速やかな対処→（すぐにケース相談→ケース会議の開催）

- ・いじめが認知された場合やいじめの疑いがある場合は、正確な事実確認を行い、問題解消に向けて早急に支援体制を整える。学級担任等、特定の教師が抱え込むことなく、学校全体で組織として対応する。
- ・問題が解消されたと見られる場合も継続して見守り、必要な指導、支援をしていく。

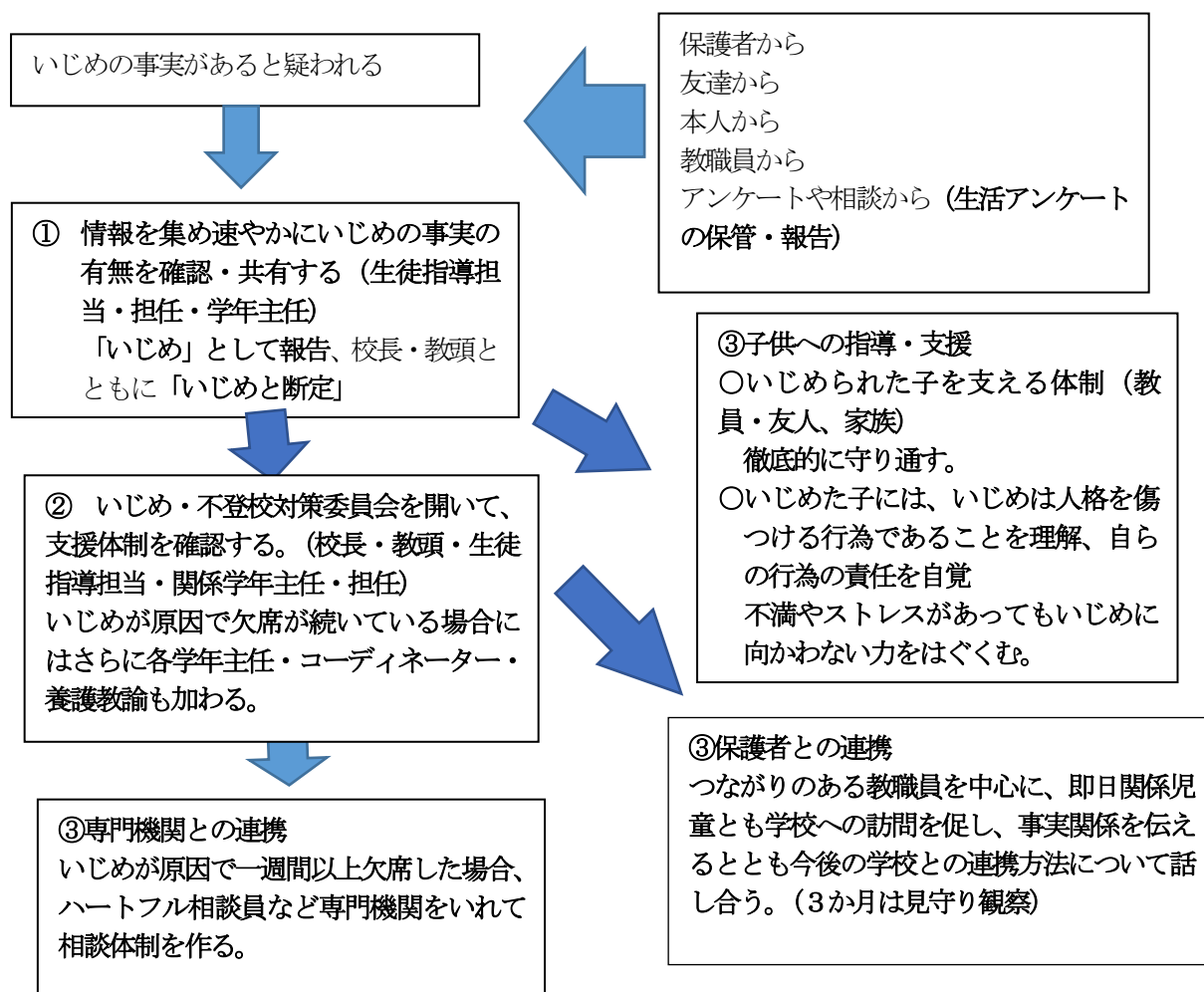
⑤指導後の見守りの徹底・適切な解消の判断

- ・指導後は職員間で共有し、学校全体で様子を見守っていく。
- ・被害児童に様子を確認するとともに、保護者とも密接に連絡をとる。
- ・解消については、少なくとも3か月「いじめに係る行為が病んでいること・被害児童が心身に苦痛を感じていない」の2点を被害児童本人並びに保護者に確認し、解消とする。慎重に判断する。

小坂井西小・組織的ないじめ対応の流れ

○学級担任がかかえこまず、いじめ対策を組織として迅速かつ的確に対応

○日常的な児童の観察・定期的な面談・生活アンケートにより早期発見に努力



3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

いじめは、「どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識し、日頃から児童が発する兆候を見逃さないようにすることで、早期発見に努める。学校生活アンケートを定期的実施するとともに、随時教育相談を行う。さらに、スクールカウンセラーや心理の専門家による児童、保護者との面談を活用して、未然防止と早期解消に努める。

① いじめの未然防止「居場所づくり」と「絆づくり」

- ・学級担任は、児童が思いやりの心を持ち、互いに認め合って尊重し、ともに成長していくことのできる学級集団づくりに努める。
- ・エンカウンターやソーシャルスキルトレーニングなどの指導法を学んで取り入れ、集団としての学級の力を育てるようにする。
- ・道徳や特別活動を通して人権教育の充実を図るとともに、体験活動を取り入れた教育活動全体を通して、命の大切さを熟知し、豊かな情操を培うことができるようにする。
- ・情報モラル教育を推進し、児童が正しい情報活用能力を身につけることで、ネットいじめの被害者、加害者にならないよう、継続的に指導する。
- ・教師は、児童が抱える多様な問題や児童の小さな変化に気づく感性を磨き、問題に対し速やかに対処できる行動力を身につけるとともに、全職員が情報を共有し、組織で対応できるようにする。
- ・教師自身が人権感覚を高め、教師の言動が児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないように、細心の注意を払う。

② いじめの早期発見→「見落としゼロ」に向けて・積極的ないじめの認知

- ・いじめを許さない学校、学級づくりを推進するとともに、日常の教育活動を通して、教師と児童、児童同士の温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、悩みなどを相談しやすい環境を整える。
- ・学校生活アンケートを月1回、行う他、教育相談を随時行い、児童が発する兆候を見逃さないように努める。
- ・スクールカウンセラーを活用するとともに、「ゆずりは」など外部の関係機関との連携を図り、児童や保護者が相談しやすい環境を整える。
- ・保護者に年間2回の教育活動に関するアンケートを実施し、保護者からの意見を聞きながら、日頃の教育活動を見直し、改善していくことができるようにする。

② いじめへの対応

- ・いじめを発見したり訴えがあったりしたときは、問題を軽視することなく、周囲の児童や保護者から情報を収集し、事実関係の把握を迅速かつ正確に行う。
- ・担任・学年主任・生徒指導担当で「ケース相談」を行い、いじめであろうと思われるものは校長・教頭に報告し「いじめ」と断定する。その後、校長、教頭、教務、校務、学年主任・担任とで「いじめ・不登校対策委員会」を開き、対策を練る。
- ・いじめとして、重大な案件は、コーディネーター・養護教諭も加わり、保護者の理解を得ながら対策を検討し、早期に対応する。
- ・被害児童には「絶対に守る」という姿勢で対応し、心のケアと併せ、学校生活における安全確保に努める。
- ・加害児童には、保護者と連携を図りながら、教育的配慮のもと毅然とした姿勢で指導を行い、丁寧な個別指導と支援で再発防止に努める。
- ・いじめが起きた集団に対しては、被害児童、加害児童、保護者の理解を得ながら、いじめを許さない集団づくりについての指導を行い、再発防止に努める。
- ・教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、スクールカウンセラーなどの心理の専門家や警察署、児童相談所と連携して対応にあたる。
- ・ネット上のいじめについては、必要に応じて、警察署のサイバー犯罪相談窓口、法務省の人権擁護機関や「ホットラインセンター」「違法・有害情報相談センター」とも連携して対応にあたる。
- ・問題が解消したと思われた後も継続して留意し、卒業まで安心して学校生活を送ることができるように、十分配慮する。

4 重大事態への対処

いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたり、相当の期間にわたり欠席を余儀なくされている疑いがあると認めたりする場合、または多人数によるいじめが継続して行われている場合などの重大事態については、重大事態の発生を教育委員会に報告し、学校が調査主体となった場合は、次のように対処する。

- ①「いじめ・不登校対策委員会」をもとに、事態の性質に応じて適切な専門家を加え、重大事態の調査組織を設置する。
- ②いじめの内容やいじめを生んだ背景、学校や教師の対応など、事実関係をできるだけ明確にするための調査を実施する。
- ③被害児童及びその保護者に対し、調査から明らかになった事実を説明する。関係児童及びその保護者のプライバシーに十分配慮し、適切に情報提供をする。
- ④調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑤調査結果を踏まえ、必要な措置をとる。再発防止に向けた取り組みを検討し、取り組みの検証を行う。

「生命、心身または財産に重大な被害」とは

- ・児童が自殺を考えた場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品などに重大な被害を被った場合
- ・精神性疾患を発症した場合などが想定される。

「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。

